

## 沖縄県社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、沖縄県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条第1項及び第23条第1項の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号による。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、事業団事務局を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号による。

- (1) 報酬は、別表第1に定める額
  - (2) 退職慰労金は、別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による。

- (1) 報酬 毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日までに支給する）
  - (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金についてはその家族に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。）
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった積立金等を控除して支給する。

### (費用)

第6条 役員等が出張する場合は、沖縄県社会福祉事業団旅費規程に定める旅費相当額を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日、祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成30年6月27日から施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000円
常務理事	月額 845,000円

別表第2（常勤の理事の退職慰労金計算式）

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数
--------------------

※在任年数は1箇年単位とし、端数は月割りにする。ただし、1箇月未満は1箇月に切り上げる。

※規程制定時に既に常勤の理事の職にある者の在任年数の始期は、規程制定以前の当初就任時とする。

※係数は、理事長は2、常務理事は1.5とする。

別表第3（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事（事業団職員を兼ねない理事）	
業務内容	日額
理事会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設等での職務	15,000円
(2) 理事（事業団職員を兼ねる理事）	
業務内容	月額
理事会への出席 法人及び施設等での職務	10,000円
(3) 監事	
業務内容	日額
監事監査への出席	50,000円
理事会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設等での職務	15,000円

別表第4（評議員の報酬）

業務内容	日額
評議員会への出席	30,000円
上記の他、法人及び施設等での職務	20,000円